

「スイッチング」に関するルールの 建付けについて

平成27年5月28日
電力広域的運営推進機関
事務局

検討結果

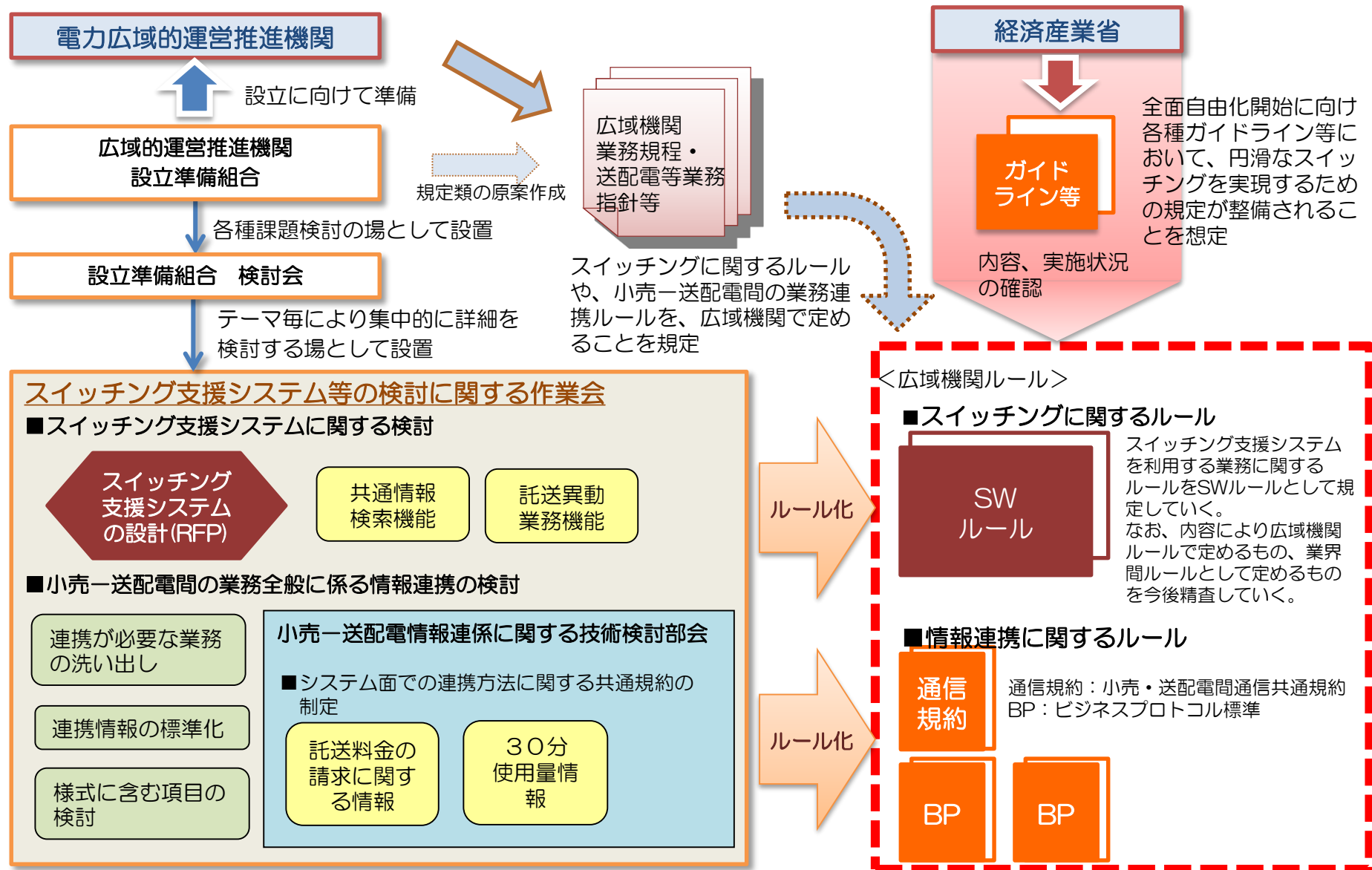
電力小売事業の全面自由化時(2016年／4月)から使用される「需要家スイッチング支援システム」を中心にした、「スイッチング関連業務に関するルール」の建付けについて、検討した結果を報告します。

1. スwitching関係ルールを「広域機関ルール」として以下のように策定する。
(対象のルール)

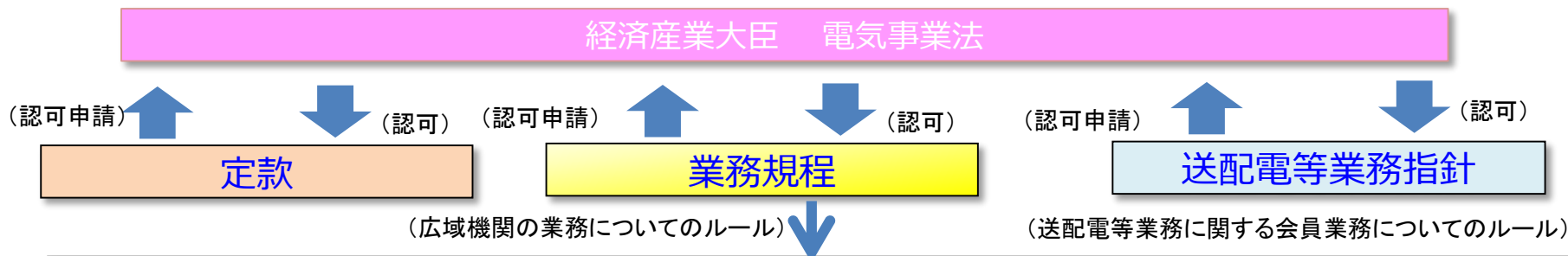
- ① スwitching支援システム利用に関するルール → 「送配電等業務指針」
- ② 小売り事業者間のswitching業務に関するルール → 「送配電等業務指針」
- ③ 小売電気事業者・一般送配電事業者間の情報連携ルール → 「標準規格」

2. スwitching関係ルールを広域機関ルールとして策定し運用するがそのルール違反事業者への「指導・勧告・(制裁)」業務は広域機関が行う。

(現状整理) 第8回制度設計WG資料の一部抜粋(準備組合作業会報告)



(現状整理) 業務規程における「スイッチング」関係の規定



第12章 需要家スイッチング支援

(需要家スイッチング支援)

第93条 本機関は法第28条の40第7号に基づき、電気事業法の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)が施行されるまでに、需要家スイッチング支援のためのシステムを開始し運用を開始する。

2 前項のシステムには、需要家の承諾を得た電気事業者が当該承諾の範囲内で、当該需要家の託送契約に係る個人情報又は法人情報を取得できる仕組みを具備することとする。

(システム利用に関する遵守事項の検討)

第93条の2 本機関は、前条第1項のシステムの運用の開始に向けて、当該システムを利用する業務に関する遵守事項について検討を進め、とりまとめた結果を公表する。

2 前項の検討に当たっては、国との調整並びに有識者及び関係する主な会員からの意見聴取を行うものとする。

第19章 情報通信技術の活用支援

(電子情報を交換するための標準規格の策定)

第105条の2 本機関は、会員その他の送電システムを利用する者(以下、本章において「系統利用者」という。)の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。

2 本機関は前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する系統利用者と協議するとともに、必要に応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。

3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

「スイッチング」関連ルールの建付け その①

電気事業法 経済産業大臣

(認可申請) ↑ ↓ (認可)

(認可申請) ↑ ↓ (認可)

(基本方針／
ガイドライン)

業務規程

第12章 需要家スイッチング支援

第93条 (需要家スイッチング支援)
第93条の2(システム利用に関する
遵守事項の検討)

送配電等業務指針

①スイッチング支援システム利用に 関するルール

業務規程第93条、第93条の2に基づき、スイッチング支援システムを利用する事業者は「利用ルール」として以下に定める事項を遵守しなければならない。

第pp条・・・

一般送配電事業者は、小売事業者側からの要求にしたがって、設備／電力量情報を提供する。「設備／電力量情報検索業務に関する操作仕様」に従って小売事業者及び一般送配電事業者はその業務を実施する。

第qq条・・・

小売事業者間の託送異動に関する手続き業務は別途定める、「託送異動業務に関する操作仕様」に従って、新旧の小売事業者は実施する。

第xx条・・・

API連携を希望する事業者は、別途定める「外部インターフェース仕様」を準拠してスイッチング支援システムに接続しなければならない。……

第yy条・・・

新規参入小売電気事業者の
システム利用手続は……

第zz条

システム利用規約(セキュリティ対策、情報取扱い規定)は……

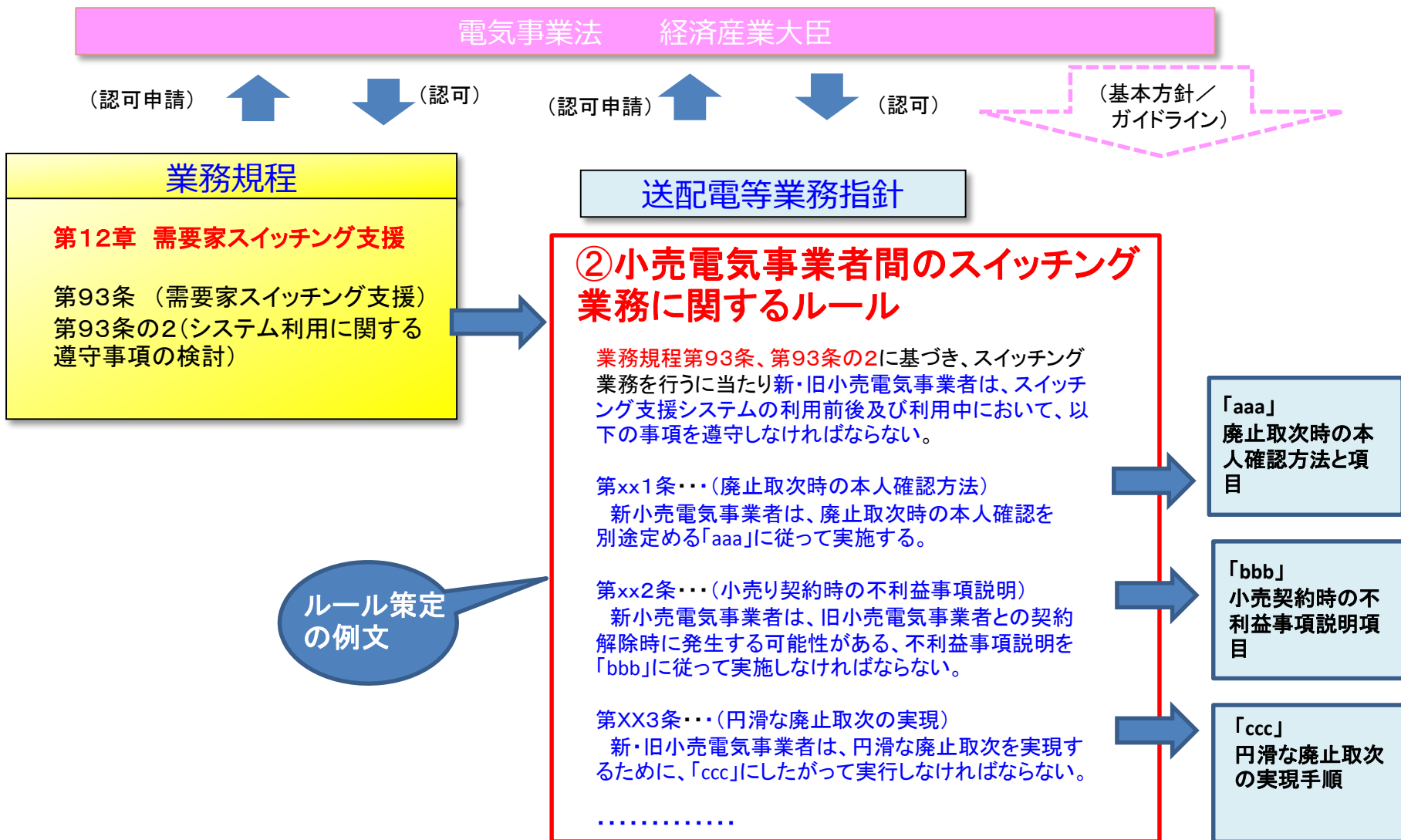
「設備／電力量
情報検索業務に
関する操作仕様」

「託送異動業務
に関する操作仕
様」

API連携のため
の
「外部インタ
フェース仕様」

ルール策定
の例文

「スイッチング」関連ルールの建付け その②



「スイッチング」関連ルールの建付け その③

電気事業法 経済産業大臣

(認可申請)



(認可)

業務規程

第19章 情報通信技術の活用支援

第105条の2 (電子情報を交換するための標準規格の策定)

標準規格

③小売電気事業者・一般送配電事業者間の 情報連携ルール

確定使用量通知業務ビジネスプロト
コル標準規格

30分電力量提供業務ビジネスプロト
コル標準規格

小売事業者・一般送配電事業者間
EDI共通規格

「小売事業者・一般送配電事業者間EDI共通規
約」として…規定する。

第1章…

第2章…

第3章…

……

スイッチング関係ルール違反事業者へ「指導、勧告、制裁」業務

電気事業法 経済産業大臣

(法28条の40第5号)
送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。

(認可申請)



定款



(認可)

(認可申請)



業務規程



(認可)

(広域機関の業務についてのルール)

第12条 (会員への制裁)

第12条 (会員への制裁)

本機関は会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは理事会の議決を経て制裁を科することができる。

- 一 ~五 …(略)
- 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程に違反したとき。
- 七 前各号の他、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき
- 2 前項に規定する制裁は、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他会員の権利の停止又は制限とする。
- 3 …(略)

第15章 指導・勧告

(指導・勧告の実施)

第100条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法28条の40第5号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

- 一 ~五 …(略 → 指導・勧告対象となる各事項が記述)
- 六 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき
- 七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき
- 八 前各号の他、理事会が必要と認めるとき
- 2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

スイッチング関係ルール違反事業者に対して広域機関が指導・勧告する観点から、スイッチング関連事項を追加明記する。